

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令要綱

第一 内閣府本府組織令の一部改正（第一条関係）

- 一 大臣官房に独立公文書管理監一人を置くこと。
- 二 本府に置く参事官の定数を四十六人とすること。

第二 行政機関職員定員令及び行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正（第二条及び第三条関係）

内閣府の定員を二十人増員すること。

第三 施行期日（附則関係）

この政令は平成二十六年十二月十日から施行すること。

政令第三百三十七号

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項及び第十項並びに行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第一条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し及び同条第一項中「少子化・青少年対策審議官」の下に「、独立公文書管理監」を加え、同条第七項中「少子化・青少年対策審議官の定数は一人と」の下に「、独立公文書管理監の定数は一人」とを加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 独立公文書管理監は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第九条に規定する独立した公正な立場において、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち行政機関の長（同法第三条第一項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書（公文書等

の管理に関する法律第二条第四項に規定するものをいう。)の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関するものについての事務を総括整理する。

第二十条第三項中「四十四人」を「四十六人」に改める。

附則第五条中「第五項」を「第六項」に、「同条第七項ただし書」を「同条第八項ただし書」に改める。

(行政機関職員定員令の一部改正)

第二条 行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一三、七二三人」を「一三、七四三人」に改め、同表合計の項中「二九六、五四四人」を「二九六、五六四人」に改める。

(行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正)

第三条 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表内閣府の項中「一三、七四五人」を「一三、七六五人」に改める。

附則

この政令は、平成二十六年十二月十日から施行する。

理由

内閣府本府の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房に独立公文書管理監を新設する等の必要があるからである。

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令 新旧対照表 目次

○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）	1
○行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）	3
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第七十六号）	4

改正案	現行
<p>8 7 総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一 (略)</p> <p>6 独立公文書管理監は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第九条に規定する独立した公正な立場において、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち行政機関の長（同法第三条第一項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書（公文書等の管理に関する法律第二条第四項に規定するものをいう。）の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関するものについての事務を総括整理する。</p>	<p>7 6 総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一 (略)</p> <p>2 5 (新設) (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 独立公文書管理監は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第九条に規定する独立した公正な立場において、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち行政機関の長（同法第三条第一項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書（公文書等の管理に関する法律第二条第四項に規定するものをいう。）の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関するものについての事務を総括整理する。</p>

人と、宇宙審議官の定数は一人と、少子化・青少年対策審議官の定数は一人と、独立公文書管理監の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十八人とする。ただし、審議官のうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(参事官)

第二十条 本府に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。

3 参事官の定数は、併任の者を除き、四十六人とする。

附則

(大臣官房審議官の設置期間の特例)

第五条 第八条 (第二項から第六項までを除く。)の審議官 (同条第八項ただし書の規定により置かれるものを除く。)のうち一人は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

人と、宇宙審議官の定数は一人と、少子化・青少年対策審議官の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十八人とする。ただし、審議官のうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(参事官)

第二十条 本府に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。

3 参事官の定数は、併任の者を除き、四十四人とする。

附則

(大臣官房審議官の設置期間の特例)

第五条 第八条 (第二項から第五項までを除く。)の審議官 (同条第七項ただし書の規定により置かれるものを除く。)のうち一人は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

○行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百二十一号）

（傍線部分は改正部分）

2・3 (略)		改 正 案			<p>第一条 行政機関の職員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。</p>
		区分	定員	備考	
合計	(略)	内閣府	(略)	(略)	<p>第一条 行政機関の職員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。</p>
人	(略)	(略)	(略)	(略)	
合計	(略)	内閣府	(略)	(略)	<p>第一条 行政機関の職員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。</p>
人	(略)	(略)	(略)	(略)	

○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第七十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>附則</p> <p>1（略） （定員の期間別の特例）</p> <p>2 改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。</p>			
内閣府	区分	期間	定員
平成二十六年九月三十日まで	平成二十六年十月一日から	一三、七	四〇人
備考	備考	うち、四七人は、特別職の職員 の定員とする。	うち、四七人は、特別職の職員 の定員とする。
月三十一	同十二月	一三、七	四五人
備考	備考	うち、四七人は、特別職の職員 の定員とする。	うち、四七人は、特別職の職員 の定員とする。
<p>附則</p> <p>1（略） （定員の期間別の特例）</p> <p>2 改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。</p>			
内閣府	区分	期間	定員
平成二十六年九月三十日まで	平成二十六年十月一日から	一三、七	四〇人
備考	備考	うち、四七人は、特別職の職員 の定員とする。	うち、四七人は、特別職の職員 の定員とする。
月三十一	同十二月	一三、七	四五人
備考	備考	うち、四七人は、特別職の職員 の定員とする。	うち、四七人は、特別職の職員 の定員とする。

(略)	3	(略)	
	(略)	間	日までの
	(略)		
	(略)		

(略)	3	(略)	
	(略)	間	日までの
	(略)		
	(略)		

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令参照条文

目次

○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）	1
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	1
○特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）（抄）	2
○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）	2
○行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）（抄）	3
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第七十六号）（抄）	3
○行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）	4

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令参照条文

○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）

（総括審議官、政策評価審議官、宇宙審議官、少子化・青少年対策審議官及び審議官）

第八条 大臣官房に、総括審議官、政策評価審議官、宇宙審議官、少子化・青少年対策審議官及び審議官を置く。

2 総括審議官は、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 政策評価審議官は、命を受けて、本府の所掌事務に関する政策の評価に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

4 宇宙審議官は、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち宇宙開発利用に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

5 少子化・青少年対策審議官は、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち少子化の進展への対処及び青少年の健全な育成に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

6 審議官は、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

7 総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一人と、宇宙審議官の定数は一人と、少子化・青少年対策審議官の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十八人とする。ただし、審議官のうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

（参事官）

第二十条 本府に、参事官を置く。

2 （略）

3 参事官の定数は、併任の者を除き、四十四人とする。

附 則

（大臣官房審議官の設置期間の特例）

第五条 第八条（第二項から第五項までを除く。）の審議官（同条第七項ただし書の規定により置かれるものを除く。）のうち一人は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（内部部局等）

第十七条 本府には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局並びにこれらの所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置く。

2 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

3 (略)

4 第一項の官房及び局並びに第二項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5 5 7 (略)

8 第一項の官房若しくは局又は第二項の部に、その所掌事務の一部を総括整理する職又は第四項の課（これに準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

9 (略)

10 本府には、第一項の局長に準ずる職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職であって課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

○特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）（抄）

（特定秘密の指定）

第三条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては当該行政機関をいい、前条第四号及び第五号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあつてはその機関ごとに政令で定める者をいう。第十一条第一号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であつて、公になつていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第十八条第二項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2・3 (略)

附 則

（指定及び解除の適正の確保）

第九条 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除の適正を確保するため必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - 二 特定歴史公文書等
 - 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）
- 5（8）（略）

○行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）（抄）
 第一条 行政機関の職員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
（略）	（略）	（略）
内閣府	一三、七二三人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
（略）	（略）	（略）
合計	二九六、五四四人	

○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第七十六号）（抄）
 附 則

（定員の期間別の特例）
 2 改正後の行政機関職員定員令（以下「法令等」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる期間の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げる。

--	--	--

区分	期間	定員	備考
内閣府	平成二十六年九月三十日までの間	一三、七四〇人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
(略)	平成二十六年十月一日から同年十二月三十一日までの間	一三、七四五人	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
(略)	(略)	(略)	(略)

○行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）

（定員の総数の最高限度）

第一条 内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）、内閣府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千八百八十四人とする。

2 (略)

（内閣府、各省等の定員）

第二条 内閣の機関、内閣府及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。